

社会福祉法人春明会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人春明会の役員及び評議員等の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 委員とは、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

(理事会及び評議員会、評議員選任・解任委員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、報酬として交通費を含め 10,000 円を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬を支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、報酬として交通費を含め 10,000 円を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬を支払わないものとする。

3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、報酬を支弁しない。但し、実費弁償費を支払うことができるものとする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別紙 1 により報酬を支払うことができる。ただし、理事長が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 1 により報酬を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表 1 により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費（日額）	報酬（日額）	その他
実 費	10,000 円	10,000 円	実 費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規定を適用することができる。

別紙 1

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理事長業務報酬等 (日額)	10,000 円	実 費 額	職員との兼務がない場合
業務執行理事業務報酬等 (日額)	10,000 円	実 費 額	職員との兼務がない場合
理事及び評議員業務報酬等 (日額)	10,000 円	実 費 額	職員との兼務がない場合
監事監査指導報酬等 (日額)	10,000 円	実 費 額	職員との兼務がない場合